

衣笠家良の生涯（上）

— 生誕から内大臣致仕まで —

野 中 和 孝（代表）
山 縣 正 幸

一 はじめに

後嵯峨院歌壇において活躍した歌人のひとりに衣笠内府藤原家良がいる。一般に家良は反御子左派の権門歌人として位置づけられる（注1）。たしかに彼の詠歌活動の事蹟を辿ると、反御子左派の中心歌人である葉室光俊（真観）や六条知家（蓮性）、九条基家らとともに詠歌していることが多く、その点では家良を反御子左派と位置づけることは問題がない。しかし、その一方で『源承和歌口伝』に見られる家良の基家詠（「あけがたの天の戸わたる月影にうき人さへや衣うつらん」）への批難とそれについての源承（為家男）の「同じところ」、「井蛙抄」巻六に見られる家良の『弘長仙洞百首』詠に対する二条為藤の「殊勝」という評価（第二六節）などの事実から、単に家良を反御子左派と位置づけることは、幾分のためらいをおぼえる。すでに佐藤恒雄氏の指摘（注2）にあるように、そもそも両派の詠風などどこまで差異を見出し得るかということ自体問い直されなければならない。

衣笠家良については、すでに久保田淳氏と安井久善氏によって年譜が提示され（注3）、それによって大まかな家良

の詠歌事蹟をうかがうことができる。また、家良の家集『後鳥羽院定家知家人道撰歌』(以下、『撰歌』と略称)の撰集資料と目される『伝定家筆五首切』(以下、『五首切』と略称)をめぐり、野口元大氏・樋口芳麻呂氏・田中登氏・久保木哲夫氏によって整理された(注4)。家集の伝本の中で、資料的に価値があるのは『撰歌』である。この家集について冷泉為臣氏の言及があり、『私家集大成』に樋口芳麻呂氏、『新編国歌大観』に佐藤恒雄氏のそれぞれの解題がある。また、『衣笠内大臣家良公集』は後代の人の手になる撰集であることが、三村晃功氏により明らかにされた(注5)。

本稿ではこれらの先学の業績をふまえながら、家良の生涯にわたりその事蹟を捉えてみたい。以下の論のなかで叙任記事に関しては、特に注記しないかぎり『公卿補任』による。

二 生誕から承久の乱にかけて

衣笠家良は建久三(一一九二)年、粟田口大納言藤原忠良と樋口大納言二条定能女との間に生まれた。忠良は六条摂政藤原基実男(母は左京大夫藤原顕輔女)であり、『千五百番歌合』の判者の一人である。『新古今和歌集』に次の一首が入集したことによって名を知られている(注6)。

あふちさくそものこかげ露おちて五月雨はるる風わたるなり

(新古今集・夏234)

家良の母方の二条家は坊門家などつながりを持ち、政治的にも有力な一族であった。父が政治的に無能であったために、本来であれば官途もそれほど期待できなかったはずの家良が、晩年に内大臣にまで昇進したのは、母方の血縁によるところが大きい。二条家とのつながりは、従兄弟の二条資季や尊海らとの関係からも、生涯にわたり継続していたと考えられる。

家良の元服は正治二(一一二〇)年四月三日である。このとき、伯父の普賢寺関白近衛基通の命にしたがい、嫡男の

猪隈関白近衛家実が加冠し（『猪隈関白記』）、同日叙爵された。同年に行なわれた『正治二年院百首』の催行に、父忠良も後鳥羽院初度百首のメンバーとして加えられ、歌人として本格的に活躍を始めた。この後の五年あまりの間、忠良は同院歌壇において多くの和歌を詠じるが、父の姿は家良にとっても印象に残るものであったといえよう。

家良は翌建仁元（一一二〇）年一月二十九日、侍従に任ぜられ、その後しばらく順調に位階の昇叙をみた。元久元（一一二〇）年四月一二日、左近衛少将に任ぜられ、元久二（一一二〇）年一二月二日、後鳥羽院の高陽院御移徙に参仕した（『仙洞御移徙部類記』所収『三中記』）。これが管見に入る最初の参仕記事である。建永九（一一二四）年一月五日、従四位下、同月一三日、右近衛中将に任ぜられ、このあと位階の昇進はあったが、元仁元（一一二四）年の中納言昇任までの十一年間にわたり右近衛中将にとどまる。

承元二（一一二〇）年一二月九日、正四位下に叙せられ、建暦元（一一二一）年一月五日、「外祖父定能卿東大寺供養行事賞」により従三位非参議となった。同年一〇月七日、参内した折に家良の立つ位置が「定事」に従わず、定家に「不得其心者也」と批難された（『明月記』）。また、建保元（一一二二）年一月七日、参内した折、定家に「家良卿、入軒廊中間、於東階下家良卿請無座由、被退帰、予進寄見之、有座、仍示告、思返昇殿了」と諭された（同上）。父忠良にもその無作法を九条兼実（九条兼実）に批難されている記事があり、ややそこつな面をうけついだとも考えられる。同年一月一三日に備中権守を兼任し、数多くの参仕記事を見出し得ることからも、相応に官人としての役目は果たしていたとみてよい。そして、翌建保二（一一二二）年九月三〇日、はじめて公的出詠を果たすこととなる。

建保二年一月三日、「朝覲行幸賞」により正三位に叙せられ、同年九月三〇日、『月卿雲客妬歌合』に出詠した。これについて松井律子氏に考察がある（注7）。中山忠定と番えられ、負一持二（伝本により勝一持二）の判をうけた（判者家隆）。中山忠定は六条藤家の流れを継承し、家良にとって又従兄弟にあたる。法性寺信実妹の兵衛内侍を妻とした。

忠定の最後の出詠は建長八(一一二五七)年九月一三夜、基家亭で催行された『建長八年百首歌合』であり、その折にも家良と番えられた。忠定は順徳天皇に近侍し、承久の乱以降あまり目立った活動が見られないが、『宝治百首』や『建長三年九月一三夜影供歌合』などに出詠し、『続歌仙落書』では「風体遠白めづらしき様」の歌人とされた。また、忠定の三回忌の正嘉二(一一二五八)年一〇月、為家が「前参議忠定三年結縁経五首和歌」を詠じたことが知られ、御子左家との関係も悪くなかったようである。

家良はさらに建保三(一一二一五)年六月二日、『後鳥羽院和歌所四十五番歌合』に出詠した。従兄弟の坊門忠信と番えられ、負五の判をうけた(衆議判)。忠信が後鳥羽院の近臣であったのに対し、家良は必ずしもそうとはいえない立場が影響したのか、ここではかなり酷評される。しかし、忠信が承久の乱によって越後配流となって没落し、『宝治百首』において本来の法名の道珍でなく、信覚という「仮の名」で後度詠進者に加えられたのに対して、家良は承久の乱以降官人として栄進し、槐門にまで列せられ、歌人としても名を残し得たというのも、運命の皮肉である。また、同年九月一三夜、九条道家(当時内大臣)が百首歌を催行するが、ここに家良が出詠した形跡はない。『秋風和歌集』(440・514・890・1102)や『続古今和歌集』(611)『秋風集』(514)に「入道前摂政の百首を和し侍りける」という詞書の歌が散見されるが、九条家主催の歌会に近衛家の家良が参加する余地はなかったと思われる、定家などを通じて私的に詠じていたと考えられる。

建保四(一一二二六)年一月一日、『内裏歌合』(散佚)では、家良も出詠者のひとりにあげられる。題は「松上望新雪」であった(『明月記』)。そして、建保期歌壇における家良の最後の出詠とみられる詠歌が、建保六(一一二一八)年八月一三夜、「中殿御会」の歌である。家良の公的行事での出詠は、これ以降十八年間にわたって見出すことができない。このことから家良は建保期歌壇と疎遠であったことが理會される。

家良は承久元（一一一九）年二月一七日、從二位に叙せられた。しかし、この頃次第に参仕が減っている。承久二（一一二〇）年の『玉藻』記事から、三度の参仕記事が拾える程度である。そして、承久三（一一二一）年五月、承久の乱が勃発する。これに関する家良の動静はうかがえないが、『承久記』所載の次の記述がある。すなわち、「哀、君ハ悪ク御計アル者哉。義時ハ故頼朝卿ノ時ヨリ、度々ノ合戦ニ遇ヒ、此道ニ於テハ智恵モ計モアラン。叶フマジキ事」（慈光寺本）という普賢寺入道近衛基通の発言である。家良にとって父の忠良が政治的に頼み得ない存在である以上、本家の当主基通や家実の意向にしたがったことは容易に推測される。すでに考察したように、家良は後鳥羽院や順徳院などと近かったとはいえない存在である。そのためにその企てとは距離をおいていた。この年に父忠良は出家している。これまで家良の承久の乱までの動静をみてきた。官人としての歩みはとりたてて早くもなかった。右近衛中将としての任が長く、そこからの出世が見られないというのは留意すべき点である。また、歌人としての才を示していたともいいたく、建保期歌壇での出詠も多くはない。建保元年などは家良の官人としての活躍ぶりの一端が知られるが、そのことによって後鳥羽院や順徳院の近臣となることはなかった。そのことが、結果として家良の後の人生にプラスに作用したと思われるが、それは次節以下に考察する。

三 承久の乱から『新勅撰和歌集』入集へ

承久の乱以降、家良の官人としての動向は活発となる。このことは家良が相応に有能であったことを示している。まず、承久四年（一一二二）年一月六日、正二位に叙せられた。そして、元仁元（一一二四）年二月二〇日、近衛兼経に慶賀を申した（『岡屋関白記』）五日後の二月二五日、中納言に任ぜられた。この昇任は元久三年に右近衛中将に任ぜられて以来のものである。家良にとってもこの昇任は感慨深いものであったらしく、自らも撰集に関わった『万代和

歌集』に次の詠が入集する。

中納言になりてのち、近衛將にてひさしく侍りける事をおもひて
としをへてみはしのまへにたちなれしはなたちばなもむかしわするな

(万代集・雑一 284)

この詠はこの年あるいは翌年の早いうちに詠まれたものであろう。

中納言任官以降、参仕記事もしばしば見られるが、それでもまだ不手際はあつたらしく、元仁二年(一二二五)年二月一〇日の除目の折、再び定家に「家良卿雖任納言惣不見云々、除目執筆一事以上惘然、大間又散々、於座召宗房、東海道国何々国被問、宣説之詞頗進退谷云々、比興端多、向後以不及當時歟」と記される始末であつた(『明月記』)。いかに任官間もないとはいえ、「比興端多」とされるところが家良の軽率さと飄逸さのあらわれであらう。一方、三月八日には帯剣勅授を許されるなど、順調に官途を進んでいるのも事実である。

同(嘉禄元)年五月一八日、父忠良が逝去した。『明月記』には「入夜前大納言忠良卿薨、夜前葬送峰云々、年六十二、雖非器之性、柔和心操歟、沐浴清浄、着衣服参仏前、念仏終命云々、但日来煩邪氣云々」とある。大岡氏の指摘のように、定家の「雖非器之性、柔和心操歟」という記述は忠良を評したものである。家良も父忠良ほどに「非器之性」ではなかつたとしても、その傾向はうけつがれたようである。この折、兄基良は数首の述懐歌を残したが、家良にそれとわかる和歌は見当たらない。

さて、同年暮れの一二月二二日、家良は二の中納言であつた三条実親に官位を超された。この折の「超越之怨」によつて、嘉禄二(一二二六)年六月一六日の行幸に供奉しなかつたとされる(『明月記』)。ところが、七月二九日、近衛家実女の長子が後堀河天皇中宮となると、家良の動静も急に活気づくことになる。これ以降参内記事が多くなり、嘉禄三年(一二二七)年四月四日、賀茂詣内弁に任じられた(同上)。さらに四月九日、権大納言に任ぜられた。詳細は省略

に従うが、『明月記』や『民経記』から知られる、同年家良の参仕は長子にかかわるものがほとんどである。

ここで注目されるのが、長子に扈従した人物に葉室光俊がいたことである。家良と葉室光俊（真観）との関係について、二人がどのように結びついたかはいまだに分明でない。これは『新撰六帖題和歌』（以下、『新撰六帖』と略称）ともかかわってくるが、安井久善氏と佐藤恒雄氏によって見解が相違する（注8）。家良と光俊の関係について、『新撰六帖』以前には接触がなかったという点で両氏とも共通するが、その後の接触に関して、安井氏は『新撰六帖』以降とし、佐藤氏はさらに下り宝治・建長期の『続後撰和歌集』の頃からとする。しかし、必ずしもそうとはいえない点も考えられる。

安井氏は光俊一族と近衛家の親昵さを指摘するが、これは首肯される場所である。家良は近衛家の人間であり、長子に対して細やかに扈従している。そして、光俊もまた妹鷹司院按察や娘鷹司院帥とともに、中宮大進として長子に仕えていた。家良と光俊が直接的に接触した証は見当たらないが、両者が長子に接近していたことに留意すると、両者の関係はこのときにはじまったと考えられる。光俊は嘉禎二（一二三六）年二月二七日、右大弁を極官として三四歳で出家した。有力な中流貴族の葉室家の長男であり、若くして三事兼帯の名誉に与りながら、承久の乱以来官界での出世の途が絶たれてしまい、そこで和歌の世界で立身を図ったと考えても不思議ではない。周知のように葉室家は長らく俊成が養子として入った家であり、御子左家とのつながりの浅からぬ家柄である。

このように考えると、家良はあくまでも近衛家の家司として光俊を遇していたと思われる。もちろん、その歌才を認めてのことであつたらう。家良と光俊の関係をどのように捉えるかということは、反御子左派の諸問題を考えるうえでもきわめて重要である。

安貞二（一二二八）年三月三日、『猪隈関白記』は「権大納言家良卿為子息之儀」を記す。『玉藻』などの記事から推

定すると、これは家良の子息ではなく、家実の「子息之儀」である。この年、鷹司兼平が生まれしており、あるいはこれに関する行事であったろうか。少なくとも家良の長男である経平は、小川剛生氏により、嘉禎二(一二三六)年の生誕であること(後述)が明らかであり、ここでの「子息」が家良の子息でないことは明白である。この時期においても、近衛家や鷹司院関連の参仕記事がしばしば見られる。

この頃の和歌事蹟として注目されるのが、寛喜元(一二二九)年の「寛喜元年五十首」である。『夫木和歌抄』に次の一首の詞書が確認される。

寛喜元年五十首恋歌

契りおきしすゑのはらのの萩の露うつろふ色にきえかかりつつ

(夫木和歌集・秋二4204)

これによりこのころ家良は定数歌を詠じていたということが知られる。さらに、寛喜二(一二三〇)年四月一日、定家邸で会談を行い、家良が仁和寺御室とかかわりをもっていたことが判明する(注9)。また、詠歌年次は未詳であるが、『閑月和歌集』に仁和寺での花見に参じた折の家良の詠歌(注10)が残されている。このように家良が仁和寺とかかわりをもっていったことがうかがえる。

ここで考えておきたいのは、家良と定家の関係についてである。家良は定家の門弟であった。と同時に、宮廷行事などにおいても、定家は家良の隣に座することも多かったのか、家良の作法の過失について定家の記述が多いことは上述のとおりである。加えて、会談することもあったようで、石田吉貞氏(注11)の主張した、定家と家良の師弟関係が、少なくとも承久の乱以降に存在したことが認められる。これも『撰歌』と関連させて論じなければならないし、また、『衣笠内府歌難詞』と題された消息体の歌論書についても、家良と定家の関係から明らかにされなければならない。

というのも、樋口芳麻呂氏はこの歌論書を『撰歌』成立と同時期であろうとするが、内容を読む限り、きわめて初心

者向けの歌論書とみなさざるを得ず、そうなると定家独撰の『新勅撰和歌集』に初入集ながら七首を採られた家良に対して、ここまで初心者向けの指導をおこなうかという疑問が浮上する。私には『歌難詞』の成立は、樋口氏の見解よりも以前に遡ると考えられる。そこでこの「寛喜元年五十首」の存在である。いうまでもなく『夫木和歌抄』は定家孫為相の指導のもと、勝間田長清によって編纂されているから、家良が定家に指導を請うべく「寛喜元年五十首」を送付したものが御子左家に残り、それが為相を経て長清の手にわたったと推定することができよう。そうなると、このころ家良が定家から定期的に歌の指導を受けていたとなるのである。

さらに上述の仁和寺御室と関係についてである。家良はその家号からも知られるように、衣笠に山荘を構えたとされている。いうまでもなく、衣笠は仁和寺周辺であり、「仁和寺前内府」と称される。そして、次のような記述を求めることができる。

(本云) 嘉禎三年二月廿八日、申請衣笠大納言殿御本、三月二日書了、同四日一校了

これは貞永三へ一二三二〇年七月催行の、『光明峯寺撰政家歌合』の奥書の一部(『新編国歌大観』所収)である。たしかに嘉禎三へ一二三七〇年、家良は権大納言である。これによると、家良は寛喜二年春には衣笠の地に邸を持っていることになる。この年は家良と九条道家がきわめて接近した時期であり、家良と定家の関係はおおむね良好であったと思われる。このことと『新勅撰和歌集』入集とは少なからぬ因果関係があったと考えられる。

寛喜三へ一二三二〇年、秀仁親王(後の四条天皇)が生誕するが、その折の一連の行事(二月二日〜二〇日)に関して興味深い記述がある。『公氏卿記』によると、二月一日に家良は琵琶を演奏することがあり、「権大納言琵琶散々」「仍猶愁権大納言参勤云々」と、正親町三条公氏(三条実房男、三条実親叔父、正親町三条家Ⅱ嵯峨家祖)によって酷評された(『図書寮叢刊『御産部類記』所収)。また、菊亭本『文机談』には、「但絃には御耳のこゝろよからぬ御事なり

しこそ、ゐこんには侍しかとも」と記される。それをうけて相当の修練に勤しんだ様子が、『文机談』に見られる(注12)。この粟田口家は音楽と縁が深く、とりわけ基良とその系統は音楽的才能に秀でていた。『文机談』巻一は基良男の良教が御笛師を勤めていたことを記す。また、岩佐美代子氏により、忠良女として「粟田口尼」なる女性が、箏の名手として『文机談』に載ることが明らかである(注13)。この女性について「大納言定能女敷」という記述もあり、これが事実となると、家良の実姉ないし妹ということになる。また、忠良妻には同じく琵琶の名手として知られる妙音院太政大臣藤原師長女もいる。このように、家良は音楽的に恵まれた環境にいたことを留意しておきたい(注14)。

この頃、家良は権大納言として着実に任務をこなしていたことが『明月記』や『民経記』の記述からうかがえる。貞永二年(一一三三)年一月一六日の踏歌節会外弁(『民経記』)や、四月一五日の洞院教実隨身兵仗を賜る旨の宣下の上卿といった勤仕はそのあらわれと云ってよい。

さて、貞永元(一一三二)年六月一三日、定家に『新勅撰和歌集』撰進の勅命が下る。この頃多くの歌人たちが勅撰集への入集を願い、定家に詠草を送っていたことが知られる。そのなかで気になるのが、翌天福元年八月五日の「昨今権大納言頻賜書札、好道之故也」という記述である(『明月記』)。安田徳子氏は「権大納言」を九条基家と想定する(注15)。書札の内容が知られない以上推測とならざるをえないが、石田吉貞氏の推定にあるように、家良の可能性も残されている。というのも、定家は基家にあまり好感を抱いていなかったのに対して、家良に対してはそういった側面はみえない。また、定家は家良に対して初期のころから詠歌指導をおこなっていたし、『新勅撰和歌集』への入集数も考え合わせると、この書札は家良からのものということも考えられるからである。

文暦二年(一一三五)年三月一日、『新勅撰和歌集』は完成する。『新勅撰和歌集』撰進の経過については、岩波文庫本解題に久曾神昇・樋口芳麻呂両氏によって示されているので、ここで再説することはない。ただ、家良については、

建保六年の「中殿御会」以降公的な場で一度も出詠していない。この背景について、承久の乱以降和歌催事自体が少なかったということ、貞永期歌壇は九条家が領導していたから近衛家の有力官人の家良が出詠できる状況になかったということ、この二つに集約できる。それでは家良はまったく和歌に触れることなく、官人としての生活を送っていたかというところではない。むしろ、家良は定家に和歌の指導を請うていたのであり、九条家の主導で撰集された『新勅撰和歌集』に初入集で七首も採られた。このとき、忠良は六首、基良は三首の入集を見ている。すでに忠良は故人であるが、兄の基良よりも入集数が多いというのは、やはり定家が家良に相応の歌才を認めていたということである。しかも、この他に近衛家の縉紳に入集がないことから、家良が近衛家で筆頭の歌人として公認されたといえよう。この歌人としての公認が後述の『石清水五首歌合』への参加ともつながってゆくのである。

この頃、九条道家とのかかわりも多くなってきたようで、『玉蘂』での家良に関する記述もしばしば見られる。とりわけ『新勅撰和歌集』成立以降、その傾向は強まったようである。これについては次節で考える。

四 『新勅撰和歌集』入集から内大臣致仕へ

『新勅撰和歌集』が成立した翌年の嘉禎二（一二三六）年、長男の経平が生まれた。小川剛生氏は洞院実熙著『蛙鈔』巻四・下襲部「用堅文例」所収の勘例記事に経平の年齢を示す記述から、その生年を明らかにした（注16）。ここで家良の子息について略述しておきたい。

家良には子息が三人いたことが知られる（『尊卑分脈』（注17）。長男経平の母は権中納言二条親能女であるが、これは従兄妹にあたる女性である。次男伊平の母は記載がない。三男の法印良命の母は法印聖覚女とある。聖覚には家良妻となった女性についての記述がない（同上）が、この聖覚は信西入道の孫にあたり、父は安居院澄憲である。

長男経平は権中納言として、文永一一(一二七四)年一月七日に薨じた。経平以降、衣笠家から目立った縉紳は出ていない。唯一明確にその流れを承け継ぐのは、経平女が鷹司基忠に嫁し、後称念院関白と称した鷹司冬平らを生んだという一流である。家良の装束に関する故実が冬平に承け継がれていることは、冬平自身が記した『後称念院装束抄』の「衣笠三云」という書き出しから知られる。また、次男伊平は詳細不明であるが、対馬守をつとめたとされる。この伊平の子孫とされるのが、太山寺本で有名な明石尚行である。これについては村上美登志氏の研究(注18)がある。これら経平・伊平・良命を含め、家良の親類縁者については今後の調査を期したい。

この嘉禎二年九月一三夜、家良は「源通方勸進石清水五首歌合」(散佚)に出詠した。これについて『新拾遺和歌集』に次の一首がある。

石清水歌合に、秋明月

秋風の吹きそめしより天の原そら行く月のくもるよもなし

(新拾遺和歌集・雑上133)

この一首は久保田淳氏の推定のように、題の一致などから石清水五首歌合の折の詠とみてよい。これと同様の詞書に、源通忠や紙屋川顕氏、如願法師(藤原秀能)などの和歌を見出すことができる(注19)。また、この歌合の出詠者に、他に為家や卜部兼直らが知られる。家良の参加が『新勅撰和歌集』入集によることはほぼまちがいないであろう。もちろん、それほど大規模な催事とは思えないが、為家が出詠していることにも留意すべきである。為家は家良が定家から歌の指導を受けていたことを知っていたであろうし、七首の入集をみた経緯についても承知していたであろう。いわば為家は家良の和歌の実力を十分に知りうる立場にあった一人である。そして、当然為家のなかでも定家の後継者という自覚から、権門で和歌をよくする者とながりを深めておくことは重要であったと思われる。当時縁戚の西園寺実氏は為家支持であったし、九条家も基家を除いて基本的には為家を支持してくれた。ここで近衛家筆頭の歌人家良の支持を

得ることができれば、定家が仮に薨じたとしても、権門歌人のほとんどを為家支持で固めることができる。一方、家良にとってもこの出詠はじつに十八年ぶりのことであり、本格的に歌人として活動しはじめようという思いもあったであろう。

この頃家良は官人としての活動もかなり活発であり、九条道家の信任も得ていた。嘉禎三（一二三三）年一月三日、道家邸を訪問し、一の大納言として遇された。また、翌年二月二四日、「春日行幸間事」の上卿を道家より幾度かにわたって要請されたが、固辞している。また、同年一月九日、越中国に関する沙汰があり、議定があったとされている。その折に家良がこれを所望したと道家は記す（『玉蘂』）が、結局かなわなかった。

上述のように、この頃までに『光明峯寺撰政家歌合』を入手し、二月二八日、某に貸与していたことが知られる。当時九条家によって主催された歌会などに参加し得なかった家良も、定家や道家本人からこれらの資料を提供されていたのであろうか。この年も権大納言として積極的に活動し、暮れの一二月二五日、ついに大納言に任ぜられた。この「源通方勸進石清水五首歌合」への出詠にしても、『光明峯寺撰政家歌合』の入手・貸与にしても、家良が和歌に強い関心をもっていたことをうかがわせる。

延応元（一二三九）年、『撰歌』のうちの後鳥羽院撰歌と定家撰歌が成立した。この『撰歌』は定家の撰歌が同年一月二四日までに終了し、家良に返却されていたことが奥書により知られる。そして、翌暦仁二年二月の後鳥羽院崩御をあわせて考えると、延応元年以前、あるいは嘉禎四年には撰歌資料が後鳥羽院のもとに送られていたと考えられる。この撰歌資料と目されているのが『五首切』である。久保木氏によると、『五首切』と『撰歌』には明らかに相関性があり、撰歌資料となったことはまず疑いを容れない。となるとこの資料となる詠草は嘉禎四年（暦仁元年）頃に成立し、隠岐にある後鳥羽院と京の定家にそれぞれ送付され、撰歌ないし合点が請われたのであろう。

『撰歌』はその成立に関して奥書部分が問題となることが多い。奥書のうち、次に引用する1は宮内庁書陵部蔵『後鳥羽院・定家・知家人道撰歌』（『私家集大成』所収）にあるが、2はこの本には見られない。それは書陵部蔵本『衣笠内府詠』と高松宮旧蔵『衣笠内府詠』に収められている（『桂宮本叢書 第六卷 私家集六』所収「衣笠内府詠」）。傍線と記号は私に付した。

1 愚詠自隱岐被召撰出給之

（後鳥羽院撰歌奥書）

2 先年、愚撰内々被召出、不被返下、披露之上、当世作者之歌、自始不任愚意、被定下候訖、仍更撰進六十首、将来若弁知此道同志之輩候者、必載撰集候歟、於当時世は弁存之人、已断訖候歟

∴ (A)

（一行アキ）

延應元年七月、京極入道中納言被請愚草、十二月廿四日被返送之次、相具之、

大納言家良

∴ (B)

（定家撰歌奥書）

このうち、1と2 (B) については家良の手になることは自明である。問題は2 (A) である。樋口氏はこれも家良の手になるとするが、久保木氏は定家の手になるとする。「愚詠」「愚草」については家良の表現と考えてよい。しかし、「愚撰」というのは「撰進六十首」という言説から、定家の発言と考えるのが妥当ではあるまいか。したがって、2を解釈すると以下のようなになる。

先年に私の撰出いたしましたものを内々に（後鳥羽院が）召し出されたままにお返し下されず、披露した上に、最近の作者の歌はもとより（院の）意に任せるものではないと、私の考え方を決めつけてしまわれました。そこで、更に六十首を撰進いたしました。将来もし歌の道を心得てくれる同志の人がございましたら、必ず撰集に載せてく

れるでしょう。でも、現在ではこのことを解ってくださる人も、すでにいなくなってしまったのかもしれない。

だからこそ、家良は「被請愚草」という表現をとったのではないか。樋口氏はここに家良の銜いを認めているが、むしろ、この言説は定家がわざわざ再度撰歌してくれ、「将来若弁知此道同志之輩候者、必載撰集候歟」とまで言ってくれたことに対する家良の喜びを認めるべきではないだろうか。今まで指導してくれた定家からこのように言われたことは、長年公的に出詠する機会を得ず、ひとり詠歌を続けなければならなかった家良にとって、報われる思いであったと想像される。家良がわざわざこの言説を残した理由をここに帰することができる。2(A)の言説を家良のものとして考えると、1の言説に見られる穏やかさを説明することはできないし、2(A)に見られる激情についても説明がつかなくなるのである。

ここで問題となってくるのが、「暦仁元年百首」(散佚)の次の一首である。

暦仁元年百首

朝日かげたなかみ山にうつろひてたちものぼらぬうぢの河ぎり

(夫木和歌抄・雑二8406)

後鳥羽院崩御の時期を勘案すると、この年には『撰歌』の原拠となる資料はすでに送付されていた可能性がある。そうすると「暦仁元年百首」と称される詠草は『五首切』との関連性も残される。久保木氏によると、現在判明している『五首切』所載の和歌は八七首である。『撰歌』はその名のとおり、後鳥羽院・定家・知家の三人による撰歌である。すると、後鳥羽院の撰歌は崩御(延応元年二月)以前ということになる。また、定家の言説にも「先年愚撰内々被召出不被返下」とあることを考えると、撰歌資料となるべき「詠草」はその前年までには隠岐に送付されていたはずである。そこで以下のように推測してみたい。まず暦仁元年の時点で「暦仁元年百首」あるいは別種の家良の詠草が後鳥羽院と定家に送付され、合点が請い求められた。その際、院は定家の撰歌(これを仮に「第一次撰歌」とする)を隠岐に

「召出」した。そこで定家の第一次撰歌の「披露」となったが、その詠草から二五首に合点を付して家良に返送した。一方、定家の第一次撰歌は結局返下されず、そこで定家は延応元年七月にいたって再度家良に詠草を請い、そこから六〇首を「撰進」して一二月二四日に返送した。その際の詠草が仮に「暦仁元年百首」であったとすると、百首中六〇首に合点を付したことになる、やや多すぎる観を免れない。そこで注目されるのが『五首切』に入り、また『夫木和歌抄』(冬二⁶⁷⁵⁸)に「三百六十首中」と集付されている一首である。すなわち、「暦仁元年百首」に二六〇首を加えた詠草を定家に送付したと考えられないだろうか。こう考えると、百首を超える知家の撰歌数は、『新編国歌大観』解題の「別種の詠草資料」と同種の資料から撰歌された可能性が浮上してくる。事実、『五首切』所載歌で知家撰歌に含まれている詠は一二首に及ぶ(注20)。

樋口氏により、この『撰歌』が最終的に成立したのは寛元元年までと考えられる。とすると、この『撰歌』はまさしく家良の初期の詠歌活動の集大成である。そして、この『撰歌』が成立しつつある頃の、仁治元(一二四〇)年一〇月二〇日、家良は父と兄の極官である大納言を超えて、内大臣に任ぜられた。撰関相統流とはいえ、庶流の次男が父や兄を超えたというのも、家良がそれなりの政治的能力を有していたからである。この日、兄基良の母方の縁者にあたる滋野井公光邸で大臣大饗がおこなわれた(『御遊抄』)。だが、この内大臣任官はおよそ記念昇進的な色合いが強く、翌仁治二(一二四一)年四月五日には致仕した。この時五〇歳であり、家良にとって大きな節目の年になったことは間違いない。

内大臣在任中、とりたてて目立った動きはない。一月五日、四条天皇元服儀に参仕したことくらいである(『四条院御元服記』)。家良が官人としての勤めを終えた、同年八月二〇日、定家が逝去した。家良にとっても感慨深かったであろう。その後十三回忌の折には、為家が主催した歌会にも参列した。

この仁治年間に家良は衣笠に隠退した。『撰歌』の成立時期と隠退時期がほぼ符合しているというのも示唆的である。およそ宮廷にある間、家良は自らの官人としての職務を全うしようとした。家良が和歌にのめり込みはじめたのは、まさにこの衣笠隠退以降のことである。家良が隠棲した地は、現在の京都市北区衣笠とされる。宝治二（一二四八）年閏一二月九日、岡屋兼経が家良邸を訪問した折、その邸は「一条北辺」にあったと記すほか、家良を「仁和寺前内府」と称す（『岡屋関白記』）。このことから、およそ現在の衣笠の地に山荘を構えていたとみられる。

これに対して、今一つ家良の山荘があったとされている地がある。これが現在の京都市西区山田北ノ町にある「竹の寺」として知られている衣笠山地蔵院である。この寺はもともと家良の別荘として建立され、その後細川頼之によって臨濟宗の禅寺とされた。わざわざ衣笠山と号するほどであるから、たしかに衣笠家良の別荘であったと考えられる。しかも、ここは家良と密接なつながりのあった葉室光俊の領地のあったところであり、いわゆる「葉室」の地である。また、この地藏院の近くに浄住寺という黄檗宗の禅寺があるが、ここは光俊の弟であり、『葉黄記』著者の葉室中納言定嗣が出家し定然と号し、庵を結んだところである。宝治年間以降の家良と光俊の深いつながりを考えると、この地に家良の別荘があったと考えてもおかしくはない。さらに、仁治三（一二四二）年二月二十九日、広橋経光が後嵯峨天皇の即位礼に着用する礼服を借用しにいった際、「向西郊衣笠前内府槐門」とあり、この「西郊」には「嵯峨」と注記される（『民経記』）。となると、当時から地藏院在地の別荘に住んでいたとも考えられる。家良が別荘を二つ持っていたとしてもおかしいことではない（注21）。

五 現役官人期における家良の詠歌事蹟 ―小括にかえて―

家良の内大臣致仕までの経歴を辿ってきたが、ここまでのまとめをしておきたい。

父忠良は政治的な能力を欠く人物であったが、家良は内大臣にまで昇進したことを考えると、父とは違って政治的な能力を備えていたといつてよい。とはいえ、それもあくまでも傍流としてであつて、政界の表舞台で華々しく活動するという類のものではなかつた。父や兄の極官を超えて槐門に列せられたのも、事務官僚として相応の力量をもつていたからである。また、主家の近衛家に扈從しながら、九条道家などと悪くはなかつたように見受けられ、温厚な性格の持ち主であつたと思われる。

このように、官人としてはそれなりに成功を収めた家良も、歌人としては決して恵まれた経歴を送つていたわけではない。とりわけ建保期歌壇において家良が厚遇されなかつたことは、建保三年六月二日の『院和歌所四十五番歌合』での家良詠に対する酷評を見ても、十分に推測される。このことにはやはり和歌に疎遠な近衛家の傍流であることが影響しているともみてよい。ただし、基良は順徳院に音曲の才能を買われていたためか、七度の出詠が確認される。近衛家とということだけではなく、家良自身にその原因があつた可能性もある。『明月記』に記された軽率さなど、若年ゆえに人格的に練られていなかつたということであろうか。少なくとも貞応元へ一二二二〇年から同三年の間に著された『続歌仙落書』には、基良も家良もとりあげられていない。このことは家良がこの頃歌人として認識されていなかつたことを示すといえよう。

家良は勅撰集初入集の『新勅撰和歌集』に七首が採られた。それまで歌人として認識されてこなかつた家良がこれだけの入集を見たことには、やはり注目するべきである。このことは家良と定家のあいだに歌の師弟関係があつたことをうかがわせる。『衣笠内府歌難詞』のような消息体的歌論書は、この『新勅撰和歌集』撰進のところに記されたとも考えられる。さらに、『夫木和歌抄』にみられる「寛喜元年五十首」や「暦仁元年百首」「三百六十首」といった定数歌群は、家良が定家に指導を求めて送付した詠草の一部とも考えられる。『五首切』がいったいかなる全容をもつ詠草であつ

たのかは、今後のツレの出現によって明らかとなるであろう。

そしてまた、『新勅撰和歌集』完成の翌年に催行された、『源通方勸進石清水五首歌合』への出詠も、この入集のことを考えることなく論じるのは難しい。この折の出詠者は如願法師（藤原秀能）などを除くと、以後の歌壇を担っていくべき人物たちであって、そのなかに家良も含まれていたというのは、家良が相応の歌人として認められたことを示唆している。ただ、この時期は歌壇自体が活発ではなく、そのために家良の出詠の機会も限られていたということである。

家良が後鳥羽院と定家に自らの詠草からの撰歌を求めた時期はそれぞれの最晩年にあたる。家良自身にとって『撰歌』は初期の詠歌活動の総決算という点において重要な意義をもつ。特に定家が「将来若弁知此道同志之輩候者、必載撰集候歟」と書きつけたことは、もちろん社交辞令的な側面はあろうが、十分に意味をもつ文言である。事実、この定家の撰歌により多くの勅撰集入集歌を拾い上げることができるのである。

家良が本格的に歌人として活躍しはじめるのは内大臣致仕以後、すなわち『新撰六帖』以降のことである。次節以下、寛元期以降の家良の事蹟を辿りながら、その生涯を明らかにしてみたい。（未完）

注

- (1) 福田秀一『中世和歌史の研究』（角川書店、一九七二年、六四頁以下）。特に一〇九頁の註二一参照されたい。
- (2) 佐藤恒雄「後嵯峨院の時代とその歌壇」『国語と国文学』第五四巻第五号、一九七七年、四七頁。
- (3) 久保田淳『建長八年百首歌合』（下）（未完国文資料刊行会、一九七三年）。安井久善『宝治二年院百首の研究』（笠間書院、一九七三年）。
- (4) 野口元大「伝定家筆五首切の一葉」『和歌史研究会会報』第六二／六三／六四合併号、一九七七年。樋口芳麻呂『衣笠内府歌難詞』と『後鳥羽院・定家・知家人道撰歌』（愛知教育大学『国語国文学報』第三三集、一九八〇年）。田中登「散佚『衣笠家良集』

- 考」(『古筆切の国文学的研究』風間書房、一九九七年「初出一九八八年」)。久保木哲夫『家良集』考―伝定家筆五首切を中心に―(古筆学研究所編『古筆学のあゆみ』八木書店、一九九五年)。
- (5) 三村晃功『中世私撰集の研究』(和泉書院、一九八五年)。
- (6) 忠良については、次の論を参照されたい。大岡賢典「藤原忠良(上)」(『流通経済大学論集』第一六卷第二号、一九八一年、一一―一六頁)。同「藤原忠良(下)」(『流通経済大学論集』第一六卷第三号、一九八二年、一一―三三頁)。
- (7) 松井律子「『月卿雲客妬歌合』攷」(『就実語文』第二〇号、一九九九年、三七―六八頁)。
- (8) 安井久善『藤原光俊の研究』(笠間書院、一九七三年)。同「新撰六帖題和歌」の成立をめぐって(日本大学『語文』第三九号、一九七四年、二二七―二二七頁)。佐藤恒雄「新撰六帖題和歌の諸本について」(『中世文学研究』第五号、一九七九年)。「藤原為家全歌集」風間書房、二〇〇二年所収)。同「新撰六帖題和歌の成立について」(『香川大学教育学部研究報告』第一部』第四十九号、一九八〇年、七九―一二六頁)。
- (9) 『明月記』寛喜二年四月二九日条の割注に、「自此春参御室、若内々被仰催敷、不知其子細」と記されている。
- (10) 次の詠歌である。
- 仁和寺のにしたにの花見にまかりて、かきつけ侍りける
あくがれてよものやまべにたづぬともたぐひすくなきはなのいろかな
- (閑月和歌集・春下54)
- (11) 石田吉貞『新古今世界と中世文学』(上)(北沢図書、一九七二年、二七三頁以下)。
- (12) その修練の成果か、大納言在任中に藤原孝時から琵琶の秘曲伝授を受けた(図書寮叢刊『伏見宮旧楽書集成』第三卷所収『教訓抄』)。
- (13) 岩佐美代子『京極派和歌の研究』(笠間書院、一九八七年、三五六―三七五頁)。
- (14) 忠良は『千五百番歌合』の判詞において声調性を重んじた。これについては、大岡氏の前掲論文に指摘がある。また、家良も和歌において、声調のなだらかさを庶幾していたことがうかがえる。
- (15) 安田徳子『中世和歌研究』(和泉書院、一九九八年、四七八頁)。
- (16) 小川剛生「補注(近来風躰)」六七(『歌論歌学集成』第十卷)三弥井書店、一九九九年、三八〇頁)。その勘例記事によると、文

永七（一二七二）年七月一九日時点で「中納言（経平・卅五才）」とあるとされ、これより逆算して嘉禎二（一二三六）年生まれとなる。

(17) ただし、『続古今和詞集目録』には「法印良印」なる人物が家良男として記載される。これについては、以下を参照されたい。佐藤恒雄『続古今和詞集目録』と前田家本『続古今和歌集』、『国語国文』第三十八巻第九号、一九六九年、四五頁。

(18) 村上美登志『中世文学の諸相とその時代』（和泉書院、一九九六年、一四五―一七五頁）。

(19) これについては、次の著を参照されたい。中川博夫『藤原顕氏全歌注釈』（笠間書院、一九九九年、二七五頁）。

(20) ここで一つの重要な問題に逢着する。すなわち、なぜ撰歌をしたのがこの三人だったのかということである。定家は家良に対して歌の私的指導をしていたことから、家良が撰歌を依頼するにもっとも相応しい歌人と判断される。知家は家良と血縁関係にあり、さらに六条藤家の伝統をうけつぐ歌人と認められていたことから、これまた撰歌を依頼するに相応しい人物といえよう。この二人に比して、後鳥羽院と家良の関係はそれほど密であったとは認められない。また、院と定家の関係が疎遠を越えて險悪であったことは絮言を要しないところであり、「先年愚撰内々被召出不被返下」という記述からは院が定家による家良詠の撰歌を召し出したということになるが、その際に誰かが院とのあいだに介在していたとも推測される。いずれにしても、このような撰歌形式の家集が他に見られないことを考えると、この家集の成立についてより詳細な検討が必要である。

(21) 家良自身もっていた所領については、山城国「松茸御園」（現在地未詳）なる荘園を近衛家から預かっていたらしいことが知られるのみであるが（『鎌倉遺文』）、母方の二条家の経済力の問題ともからめて考える必要がある。

（野中和孝・活水女子大学教授）

（山縣正幸・関西学院大学大学院商学研究科博士課程後期在学）

（二〇〇三・一・二一提出）